

# 「法改正への対応 就業規則・36 協定」

～働き方改革関連法への対応を就業規則と36協定を中心に解説～

労務管理セミナー

主催：(一社)新宿労働基準協会(幹事)

(一社)三田労働基準協会

働き方改革関連法の最重点事項である同一労働同一賃金、36協定による時間外労働の上限規制については、就業規則や36協定の見直しといった実務的な対応が必要になります。

元労働基準監督官の講師が就業規則の変更や36協定の締結のために、今から準備しておくべき事項を中心に解説します。

1 日時 平成30年11月13日(火) 13:30~16:30(開場・受付13:00~)

2 場所 「BIZ新宿 研修室A」(新宿区西新宿6-8-2)(裏面地図参照)

3 内容

- ・働き方改革関連法の内容(パートタイム労働法の改正等)
  - ・同一労働同一賃金ガイドライン案と最高裁判決(長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件)
  - ・法改正に向けた就業規則(賃金規定)変更のポイント
  - ・36協定締結の際の限度時間の定め方
  - ・上限規制に対応するための労働時間管理の方法、労働時間把握の適正化
  - ・現行の適用除外等の取扱い
  - ・今後の省令・指針・通達について注目すべき事項
- ※必要により、内容を変更することがあります。

4 講師 特定社会保険労務士・労働衛生コンサルタント・シニア産業カウンセラー  
(元労働基準監督官) 田原 さ え 子 氏

5 受講料(資料代、消費税含む)裏面の協会員は4,000円 非会員は6,000円

平成30年11月6日(火)までに下記口座宛お振込み下さい。

銀行名 三菱UFJ銀行 田町支店 口座番号 普通預金 0397963

口座名義 一般社団法人三田労働基準協会

振込人名の前に、講習会の月日をご記入下さい。(例 111300カイシャ等)

11月6日までの取消しは受講料を全額返還します(振込手数料はご負担下さい)。

以降の取消しは返還できません。

6 受講申込(定員70名)

裏面申込書にご記入の上、三田労働基準協会あてFAX(03-3451-7692)してください。講習会当日は、この申込書(コピー可)をご持参ください。